



神奈川県東ロータリークラブ

KANAGAWA EAST ROTARY CLUB

DISTRICT 2590 / CHARTERED MAY 29, 1976 / WEEKLY BULLETIN



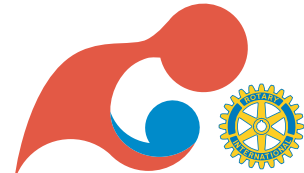
クラブテーマ 更なる奉仕を地域と共に

2008-2009年度 **第4号週報 No.1563**

2008年(平成20年)7月25日 第1563回例会記録 8月1日発行

2008-2009年度RI会長

李 東建



夢をかたちに

2008-2009年度 清水 良夫
第2590地区ガバナー

会 長	犬飼 和春	会長エレクト	河野 明光
副 会 長	横山 範夫	副 会 長	梅崎 興生
幹 事	古川陽 太郎	副 幹 事	山田 正憲
会 計	館野 典久	副 会 計	朝日 達夫
S A A	布施 是清	副 S A A	飯田 泰之
クラブ会報	角田 伯雄	副 S A A	月山 勇(PP)

事務局 ホテルキャメロットジャパン内
〒220-0004 横浜市西区北幸 1-11-3 TEL:045(314)3900 FAX:045(314)3555

例会日 毎週金曜日0:30~1:30PM

例会場 ホテルキャメロットジャパン **創立記念日** 昭和51年5月29日

URL <http://www.kanagawahigashi.com/> **E-mail** kerc@beach.ocn.ne.jp

司 会 山田 正憲 副幹事

点 鐘 犬飼 和春 会長

斉 唱 手に手つないで

ゲスト紹介

宮田 莉佳 様 (2008-09年度国際青少年交換学生)
宮田登史子 様



ビジター紹介

横浜鶴見北 R.C 林 道広 君



特別行事

富居 利貞 会員

富居でございます。一言ご挨拶申し上げます。

最近、気力、体力が急激に衰え始めましたので、6月30日をもって、32年間胸に付けていたロータリーバッヂを外す覚悟でしたが、直前、本年度の会長、幹事、副会長、理事、役員、PPの方、また、

本日《8月1日》のプログラム

- ◆ 齊 唱 「君が代」「奉仕の理想」
- ◆ 献 立 そうめん御膳
- ◆ 卓 話 「横浜の開港はこうして実現した」

小説家 山崎 洋子 様
(紹介者 犬飼 和春 会員)

会員各位のご厚情により、名誉会員としてクラブに残れることとなりました。

ありがたくお受け致します。ありがとうございます。

今後ともご指導の程、よろしくお願い致します。

誕生日祝

橋本 直生 会員 (7月25日)

尾島 俊一 会員 (7月26日)

青柳 紀 会員 (7月29日)



入会記念日祝

長井 章 会員 (第28期 2003年7月25日入会)

友添 辰哉 会員 (第32期 2007年7月27日入会)

会長報告

幹事報告

横浜いのちの電話から“朗読者と音楽のコンサート”の案内が来ておりますので回覧します。チケットを希望される方は事務局まで申し出下さい。

8月の予定

8月8日 8月度定例理事会

8月15日 休会

8月22日 ガバナー補佐公式訪問、クラブ協議会

8月29日 夜間例会

委員会報告

会員増強委員会 副委員長 森永 健

次週1日、例会終了後、会員増強委員会を3階ナイトで行います。

出席報告

上阪 哲也 委員長

会員総数	65名	(52+13)名	
出席会員数	51名	(41+10)名	
出席率	82.26%		
ゲスト	2名	ビジター	1名
前回補正後	88.53%	前々回補正後	96.83%

スマイルボックス

布施 是清 SAA

林 道広君 本日はお世話になります。

長井 章君 入会祝いありがとうございます。

友添辰哉君 本日は入会祝いありがとうございます。河野さん木曜日、突然にすみませんでした。

青柳 紀君 誕生日祝い うれし 悲しい 誕生日祝い ありがとうロータリー。富居さんようこそいらっしゃいました。

橋本直生君 お誕生日祝いをありがとうございます。段々今年あたりから年をとることが嫌になってきました(;;)

尾島俊一君 誕生日祝いありがとうございます。犬飼会長先日はありがとうございます。

犬飼和春君 国際青少年交換学生の宮田莉佳さん、一年間ロータリーの親善大使としてブラジルで頑張って来て下さい。

山本 登君 酷暑です。お身体、ご自愛下さい。

富居利貞君 一言ご挨拶申し上げます。

山田富雄君 青柳さん、月山さん、横山さん、古川さん、先日はお世話になりました。

須永久一君 毎日、暑い日が続いておりますが皆様いかがお過ごしでしょうか。本日都合で早退させていただきますが、次回例会後に3Fナイトにて会員増強委員会を開催致します。ご出席よろしくお願い致します。

天野公史君 日曜日「花火を見る会」出席の皆様お世話になりました。かけ持ち参加のため、不作法ですみませんでした。

尾崎春人君 久しぶりにソングリーダーを震える手を押さえ押さええ努めさせていただきます。

茂木知子君 犬も地位が犬を作る。子沢山の家で飼われていたトム君。奥様が亡くなられて暇が出てしまいました。でも、新しい飼い主はFUGAのVIPに乗せてトム君をトリミングに連れていきます。

脇田いすゞ君 20日の「花火を見る会」参加の皆様お疲れ様でした。花火きれいでしたネ!

西山 潔君 先日の花火大会、青柳さん、河野さん、脇田さんありがとうございます。参加の皆様大変お疲れ様でした。

7月25日	16件	47,000円
本年度累計額		342,000円

卓 話

「新年度挨拶」

プログラム委員会 委員長 横溝 亘

今年度プログラム委員長を仰せつかりました横溝です。よろしくお願い致します。

まずは委員会メンバーをご紹介します。

副委員長にはフレッシュで存在感のある竹山会員。

委員には経験実力共に備わった青柳紀会員・飯田昇会員・永井隆俊会員、そして前年度プログラム委員長でありました植田会員と心強いメンバーを配していただき今年度を進めて参ります。



今年度犬飼会長が掲げました活動テーマの中で「心新たに新しい奉仕活動へと進む時が来た」と述べられております。

会員の皆様方が充実した奉仕活動を行うためにもまずは日々の例会の充実が必要となります。

例会の半分の時間を使う卓話は当クラブ会員のみならずビジターの方々にもそのクラブの品格や特徴を表現出来る場でもありますし、楽しいクラブライフの源泉にもなっていると思いますので、今年度もタイムリーな話題や内容の濃い情報が提供出来ますよう努めて参ります。

先週今年度第1回の委員会を開かせていただき、ご出席の皆様より活発なご意見を頂戴致しました。

その中でも今後の展開としてのテーマづくりには積極的なご意見をいただき、今年度は環境委員会が新たに設置されましたので、環境に関する事と開港150年を迎える横浜についてのテーマをメインにシリーズ化しプログラムの充実を図る方向が決まりました。

最後になりますがロータリー経験の浅い委員長と副委員長ではありますが、力強い委員の皆様と、何より当クラブメンバー皆様からの卓話者ご紹介というバックアップを得まして、楽しい卓話の時間を作り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

広報・IT推進委員会 委員長 植田 清司



今年度、広報・IT委員長を仰せつかりました植田です。よろしくお願い致します。

まずは、今年度の広報・IT委員のご紹介をさせていただきます。

副委員長には、赤堀和人会員・委員に天野公史会員・横溝亘会員・合計4名です。

赤堀会員は仕事からITのプロ、天野会員、横溝会員はそれぞれ経験者ですので、大変心強く思っております。

さて、今年度犬飼会長のテーマは『更なる奉仕を地域と共に』でありますので、広報と致しましては、当クラブの活動について地域の皆様に、いろいろアピールすることが、第一歩の仕事と思われ各委員会と連携を図り、地域社会に伝わるよう活動して参ります。特に今年は、広報とIT委員会が一体になりましたので、当クラブのホームページを通じて、当クラブの活動内容についていろいろアピールして参ります。と同時にホームページの活性化も図りたいと思っております。

また、内部的には、現在会員間の連絡については、会員手帳等により行っているのではないかとと思いますが、いつも会員手帳は持ち歩いていないのではと思っております。

もし、携帯電話からこれらの内容が確認出来れば、大変便利になるのではないかと考えられます。ただ、これらにつきましては、個人情報保護の観点から、クリアしなければならないこともありますので、今後の課題として理事会等のご意見を仰ぎながら考えていきたいと思っております。

それから、前年度からの引継ぎ事項となっておりますパソコン教室の件ですが、この部屋の通信環境の面から限りがあるようですので、別の方向から当たってみまして、実行できるかどうか考えて参ります。

まず、最初に致しましたことは、7月1日付けでのホームページの更新です。皆さんもうご覧になった方もあると思いますが、犬飼会長のご挨拶や新年度組織表、年間行事予定表など、まずは更新については致しました。細部につきましては、これから徐々に進めて参ります。

また、今年は当クラブの新しい取り組みとして、環境問題を掲げ環境委員会が新たに発足致しました。この環境問題についてのページも脇田環境委員長と連携を密にして、充実していきたいと思っております。

当クラブのいろいろな活動について、神奈川新聞社やTVKテレビ等、地域のメディアにも働きかけ我々の活動内容をアピールしていきたいと思っております。その際には地域メディアに太いパイプを持っています皆様のご協力を仰ぎたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

ロータリー情報委員会 委員長 石川 正三

本委員会の今年度のメンバーは、鴻副委員長・山本・澁谷の両委員の4人です。

前年度は、山本登委員長が一年間に亘り、ロータリーの基礎的な知識を、例会や週報を通じて詳細に紹介されましたので、今年度は、



そのような基礎的な部分は、『友』の8月号に折り込みで掲載される「ロータリーの基礎知識」の『RI編』と『日本編』合わせて16頁の購読を薦め、昨年度の「おさらい」をしていただきたいと思います。新しく会員になられた方、今後、入会される会員については、ベテランを揃えた各委員と一緒に、前段の基礎的な問題を含め、厳しい？研修をしたいと考えております。全会員に対する情報提供は、『関心のありそうな情報』または『是非知っていて欲しい情報』を、随時、お伝えしたいと考えております。

本日は、そのうち『是非知っていて欲しい情報』について、お話をします。

それは『ガバナー選出の問題』です。今年度、犬飼会長は『創立30年余、ウチから初めてのガバナーを出そう』と提唱されています。多くの会員は、ご存じないと思いますが、ウチのクラブは創立以来、ガバナー擁立に、無関心だったわけではないのです。私が入会する4年程前、今から30年前、昭和53から54年度に、ウチからガバナーを出すことが決まっていた。今日出席されている会員で、当時のことを知っているのは山木さんだけです。そのガバナーノミネーに指名されていたのは、クラブの創立者で、横浜冷凍の社長だった吉橋伊佐男さん。私たちは『ミスターロータリー』と呼んで尊敬していた大人物ですが、会社を取り巻く問題が起きて、残念ながら、辞退されるという事態になりました。それ以来、ウチのクラブでは、(これは私だけの感じかも知れませんが...) 吉橋さんに対する『遠慮』もあってか、私が入会した当時から「ガバナー擁立の話」は、タブーのような感じがありました。

30年という時の流れがあり、クラブも充実して、今回の犬飼会長の提唱になったわけですが、あの時、吉橋ガバナーが実現していたならば、私たちの先輩の中には次を目指していた方も居られたようですので、今回の提唱は、『3人目を...』ということになっていたかも知れません。こんなクラブの歴史を、お伝えするのも、情報委員会の役目かとも思い、今回はガバナーの問題にふれてみました。一年間のご協力を、お願い致します。

ロータリー財団委員会 委員長 橋本 直生

本年度、ロータリー財団委員長を仰せつかりました橋本直生です。副委員長に昨年度、地区のロータリー財団増進小委員会委員長の山

本登会員、委員には昨年度、当クラブのロータリー財団委員長の芦沢康大会員、尾島俊一会員と錚々たる方々のご指導、ご協力を賜りながら活動して参りたいと思っております。

ロータリー財団の使命は、ロータリアンが健康状態を改善し、教育への支援を高め、貧困を救済することを通じて、世界理解、親善、平和を達成出来るよう、国際ロータリーの努力を支援することです。

昨年度、当クラブで推薦した石田美緒さんが地区の選抜試験に見事合格され、国際親善奨学生(候補者)となり、芦沢康大会員が顧問ロータリアンとして引き受けられることとなりましたので、委員会としてもフォローをして参ります。会員皆様方にもバックアップしていただきたく、ご協力の程お願い申し上げます。

そして国際ロータリーでは1985年以来、最優先課題の一つとして「ポリオのない世界」の実現に向けて取り組んで参りました。すべてのロータリアンは、ポリオの撲滅という世界的なキャンペーンの下に一致団結しています。

ポリオは、麻痺によって身体の自由を奪い、死に至らしめることもある恐ろしい病気です。ロータリーではこれまでに\$6億5千万以上の寄付と無数のボランティア支援を提供し、20億人以上の子供たちにポリオの予防接種を与えてきました。それでもまだポリオで苦しんでいる子供たちが世界にはいます。

そこでRI提唱の新ポリオ・プラスキャンペーンを受けて、地区より今年度から3年間に亘り、1クラブ1年間当たり\$1,000以上、合計\$3,000以上の協力依頼があり、クラブとしてこれに応じることになりました。

このため本年度は、例年より会員一人当たり\$20増額となり、ポリオ・プラス\$20以上、年次寄付\$120以上、合わせて1人\$140以上、すでに今年度第一例会にて、アナウンスしておりますが、日本円で16,000円以上の温かいご寄付にご協力をお願い申し上げます。

またベネファクターも2名以上が地区目標となっておりますので、会員皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。新年度のご挨拶とさせていただきます。

米山奨学委員会 副委員長 伊東 英紀

今年度、2590地区で初めてのプロジェクトに取り組みます。「米山学友ホームカミング制度」です。この制度は、海外で活躍する米山学友(元米山奨学生)を各地区が毎年1名選び、日本へ招待して、地区内のロータリアンへその活躍ぶりを披露していただく制



度です。学友の来日にかかる費用は米山記念奨学会から補助されま
す。

1999年～2002年まで当クラブがスポンサーをしていた、張蕾（ジャ
ン・レイ）さんが、このホームカミング制度を活用し11月4日～11
月10日までの7日間、滞在致します。滞在期間中は、地区行事への
参加及び地区内のR.Cでの卓話を予定。もちろん、当クラブでも
例会に出席し、卓話を予定しています。このプロジェクトをクラブ
全体で盛り上げ、成功したいと考えております。

昨年度から引き続き、周鋒（シュウ・ホウ）さんも会員皆様のご
支援ご協力をお願い致します。

また、新しい会員も増えてきましたので、米山奨学事業について
皆様に勉強したいと思います。

今年度、一人当たりの米山奨学寄付金は、普通寄付5,000円以上、
特別寄付20,000円以上を目標としています。なお、ガバナー及びガ
バナー補佐の公式訪問日が例年より早いため、8月22日までに皆様
のご協力をお願い致します。そして、米山功労賞（個人、法人）も
併せてお願い申し上げます。

担当者より

クラブ会報委員会 委員長 角田 伯雄

横浜鶴見北 R.C 林道広様より R 財団増進委員会報告があり
ましたが、テープ収録ミスのため、テープ起こしが出来ません
でした。

内容は、ロータリー財団委員会 橋本委員長の報告と同じも
のです。

ロータリーミニ情報

採択決議案 07-295

経費削減チームの任命を検討することを RI 理事会に要請する件

国際ロータリーは会員の人頭分担金を大幅に増額した。

会員は、管理運営に無駄がないか、費用効果や運営効率はどうか
に関して再三疑問を投げかけている。

よって、国際ロータリーの決議により、国際ロータリー理事会は、
できるだけ早く、豊かな経験を持つロータリアンと経営コンサルタ

ントから成る経費削減チームを任命し、チームの調査結果を発表し
てもらい、その提案に従って対策を実施することを検討することと
する。

採択制定案 07-301

規定審議会代表議員の選出手続きを改正する件

国際ロータリー細則を次のように改正する（手続要覧第190～192
ページ）。

第8条 規定審議会

8.020. 投票権を有する審議会議員の資格条件

8.020.3. 資格要件

審議会における代表議員となる資格を得るには、代表議員として
の資格についてよく知っていなければならず、代表議員の資格要件、
任務、責任を理解していることを記した署名入りの声明書を事務総
長に提出しなければならない。また、代表議員は、この任務と責務
を引き受け、これを誠実に果たすための資格と意志、および能力を
持ち備え、審議会に、その会期全体を通じて出席することになる。

8.020.4. 被選資格がない

審議会の投票権を有しない議員と RI もしくは地区またはクラブ
の常勤、有給の職員は、審議会の投票権を有する議員となることが
できない。

8.050. 指名委員会手続による代表議員の選出挙

8.050.1. 選出挙

代表議員および補欠議員は、指名委員会の手続によって選出され
るべきである。指名委員会の手続は、対抗候補者はその結果として
の選挙を含め、審議会の開かれる2年前の年度に実施され、完了す
るものとする。指名委員会手続は、本節の規定に矛盾しない限り、
第13.020節に定める地区ガバナー指名委員会の手続きに準拠するも
のとする。

8.050.2. 指名委員会委員の選出方法を採択できなかった場合

指名委員の選出方法を採択できなかった地区は、地区内クラブの
会員であり、委員を務める意思と能力があるすべての元ガバナーを
指名委員会に起用するものとする。代表議員の候補者は指名委員会
の委員となる資格がない。

8.050.3. 代表議員も補欠議員も務めを果たせない場合

代表議員およびその補欠議員が務めを果たし得ない場合は、ガバ
ナーは、地区内クラブの他の適格な会員を審議会における代表議員
に指名することができる。

8.060. 地区大会の代表議員選挙

8.060.1. 選挙

地区が指名委員会手続を使用しないと決めた場合、年次地区大会
にて、また RIBI 内の地区の場合は地区審議会にて、代表議員およ
び補欠議員を選挙してもよい。選挙は審議会が開かれる2年前の年
度に行うものとする。RIBI においては、審議会の開かれる年度の
2年前の10月1日を過ぎてから開かれる地区審議会において選挙さ
れるものとする。

8.060.2. 指名

地区内のクラブは、選ばれたうちは、進んでその任務に服する用
意のあることを表示している者で、審議会議員となる資格のある地
区内のクラブ会員を代表議員に指名することができる。クラブは、
その指名を文書で行うものとする。この文書には、クラブ会長と幹
事の署名がなければならない。この指名文書は、ガバナーに提出さ
れ、地区大会においてクラブの選挙人に提示されるものとする。地

区大会の選挙人は、代表議員の選挙に1票を投じる権利を与えられるものとする。

8.060.43. 指名議員と補欠議員

過半数の投票を得た候補者を審議会代表議員とする。次に、補欠議員を選挙するための次の投票が行われ、過半数を得た候補者を補欠議員とし、議員が務めを果たし得ない場合にのみその任に就くものとする。

8.060.4. 代表議員の候補者が1名のみ

地区で指名委員に指名された者が1名のみであった場合、投票は行わないものとする。

ガバナーはその被指名者を審議会における代表議員として公表するものとする。

8.070. 郵便投票による代表議員の選挙

8.070.1. 理事会による郵便投票の承認

事情によりその必要のある場合は、理事会は、地区に対しその地区の審議会代表議員または補欠議員を郵便投票によって選ぶことを認めている。その場合ガバナーは、その代表議員の指名に関し公式の要請書を作成してこれをその地区内各クラブの幹事にもれなく郵送させなければならない。指名は、すべて書面により、そのクラブの会長および幹事がこれに署名することを要する。これらの指名書はガバナーの定める期日までにガバナーの許に届くことを要する。ガバナーは、推薦された有資格被指名者をアルファベット順に載せた投票用紙をつくらせこれを各クラブに郵送させようえ、郵便投票を実施すべきものとする。ガバナーの定めた期日までに、自分の氏名を投票用紙から除外することを書面で要請した候補者は除くものとする。各クラブは、少なくとも1票を投じる権利を有する。会員数25名を超えるクラブは、25名ごとに1票、または端数が13名以上の場合、さらに1票の割合で投票権を有するものとする。この投票権の数は、投票の行われる期日に先立つ、直前の半期人頭分担金支払期日における会員数に基づくものとする。但し、RIの加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。ガバナーは、本項に規定する郵便投票手続を実施することを目的とした委員会を任命することができる。

8.070.2. 郵便投票による選挙

地区大会に出席し投票する選挙人の多数決をもって、審議会代表議員および補欠議員を郵便投票によって選出することができる。郵便投票は、年次地区大会が開かれた月の翌月に、実施されるものとする。この郵便投票は、第8.070.1.項に掲げられている規定に従って実施されなければならない。

制定案と決議案は、すべて規定審議会の開かれるロータリー年度の前年度の12月31日までに、RI事務総長に提案、提出されなければならない。理事会は、緊要性があると判断した制定案を、審議会の開かれるロータリー年度の12月31日までに、事務総長に提案、提出することができる。審議会または理事会の提出する決議案については、審議会が閉会するまでこれを受理し、その票決を行うことができる。

7.040. 立法案の審査

定款・細則委員会は、事務総長に提出されたすべての立法案を点検し、審議会に回付する。

7.040.4. 委員会が次のような立法案であると決定した場合、事務総長が審議会に回付しないよう理事会に勧告する。

- (a) 正規の手続で提出されていない立法案
- (b) 欠点または欠陥がある立法案

7.050. 理事会での立法案の審査

7.050.2. 審議会に回付されない立法案

理事会が、定款・細則委員会の助言に基づき、第7.040.4.項に従い、制定案が(1) 正規の手続で提出されていない、あるいは、(2) 欠陥または欠点がある場合、あるいは、提案者は勧告されたが、審議会開会の90日前までに必要とされる改正を行っていない場合、理事会は、その立法案を審議のため審議会に回付しない旨指示できる。理事会がこのような決定をした場合は、事務総長が提案者にこの旨通告するものとする。この場合、審議会でのこの立法案を審議するには、その提案者は、審議会議員の3分の2の同意を得なければならない。

7.050.3. プログラムの範囲内でない決議案

理事会（理事会に代わって定款・細則委員会によって）は、すべての決議案の本文を点検し、理事会で定款・細則委員会の勧告に基づきRIのプログラムの範囲内と決定した決議案を審議会に回付するよう事務総長に指示しなければならない。理事会が定款・細則委員会の勧告に基づいて、決議案がRIのプログラムの範囲内でないとして決定した場合、理事会は、審議のため審議会に回付しない旨、指示できる。理事会がこのように決定した場合、提案者に審議会の開会に先立ってその旨通告しなければならない。この場合、審議会でのこの決議案を審議するには、その提案者は、審議会議員の3分の2の同意を得なければならない。

7.050.4. 審議会に立法案と修正案を回付

第7.050.2節の規定に従い、事務総長は、適正に提出された立法案を審議会に回付しなければならない。また、理事会（理事会に代わって定款・細則委員会）によって提出の最終日が延期されない限り、立法案はすべて、少なくとも審議会が開かれる前のロータリー年度の3月31日までに、提案者から事務総長に回付しなければならない。

7.050.5. 立法案の公表

事務総長は、審議会の開かれるロータリー年度の9月30日までに、適正に提出されたすべての立法案の写しを、各地区ガバナーに10部、すべての元理事に1部、規定審議会の全構成員に1部、希望したクラブの幹事に1部郵送しなければならない。修正案は、ロータリー・ワールドワイド・ウェブのホームページからも入手できるようにしなければならない。

採択制定案 07-304

規定審議会に立法案を提出する予定期日表を修正する件

国際ロータリー定款を次のように改正する（手続要覧第175ページ）。

第16条 改正

第2節 提案者。

本定款の改正はクラブ、地区大会、グレート・ブリテンおよびアイルランド内RIの審議会または大会、規定審議会、または細則に定められている手続に従って理事会によってのみ提案されるものとする。

国際ロータリー細則を次のように改正する（手続要覧第186～188ページ）。

第7条 立法手続

7.035. 制定案と決議案の締切日

次回《8月8日》の卓話予定

「本年度環境委員会の取り組みについて」

環境委員会 委員長 脇田 いすゞ 会員